

認知症の自立度判定基準

認知症のレベルを知る方法として、一般的に〈認知症高齢者の日常生活自立度判定基準〉が使用されます。これは、保険や医療、福祉など認知症高齢者の状態を客観的に判断するため、厚生労働省が作成した指標で、介護の度合い・大変さをランク付けしたものです。〈病院や施設に入る際や介護保険の認定の際〉にも、この指標が用いられます。

ランク	判定基準（見られる症状・行動の例）	要介護度の目安
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	要支援 1 ∩ 要介護 2
	II a たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つなど。	
	II b 服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応など一人で留守番ができない	
III	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さがみられ、介護を必要とする。	要介護 2 ∩ 要介護 3
	III a 日中を中心として上記の状態が見られる。着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。やたら物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声、奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等。	
	III b 夜間を中心として上記のIII及びIII aの状態が見られる。	
IV	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。 ※常に目を離すことができない状態である。症状・行動はランクIIIと同じであるが、頻度の違いにより区分される。	介護施設
M	著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。 ※せん妄、妄想、興奮、自傷・他害などの精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等。	病院等